新旧対照表 差替ページ

委員様からの提案及び指摘等に対する修正です。別添を差し替えてください。 なお、両面印刷のため、修正対象ではないページも含まれています。

該当小。一ジ	項目	発議	提案又は指摘事項
69P	第1章第8節	北信保健福祉事務所	○変更前
	1 (2) 15		「特定疾患医療受給者(難病者)」
			○変更後
			「特定医療費(指定難病)受給者」
			※平成 26 年による法改正による変更
71P	第1章第8節	北信保健福祉事務所	○変更前
	3		「要配慮者施設対策」
			○変更後
			「要配慮者 <u>利用</u> 施設対策」
106 P	第 1 章第 17 節	中部電力㈱	○変更前
	1		「市は、中部電力(株)が行う災害予防対策に協力する。」
			○変更後
			「市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協
			定書」に基づき、中部電力(株)が行う災害予防対策に協力する。」
			※2018 年 12 月に協定を締結したため
257~260P	第2章第1節	事務局	時点修正及び県計画に沿った修正
397P	第 2 章第 22 節	中部電力㈱	○変更前
	2		「市は、中部電力(株)の行う応急復旧活動に協力する。」
			○変更後
			「市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協
			定書」に基づき、中部電力(株)の行う応急復旧活動に協力する。」
			※2018 年 12 月に協定を締結したため

第8節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の 犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設 については、避難誘導等について施策を講じる。

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が定める事項は、以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。

- · 自主防災組織(区長)
- · 飯山警察署
- 岳北消防本部
- ・民生委員・児童委員(地区会長)
- ・その他、市長が必要と認めた支援者等
- イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。

生活の基盤が自宅にある方で以下の①~⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。

- ①要介護3以上の者
- ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3~6級の者(心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く)
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者
- (5)特定医療費(指定難病) 受給者の内、避難行動要支援者として対象とする重症患者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - 市は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。

第8節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を守るための防災対策の一層の充実を図る。

IΒ

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の 犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設 については、避難誘導等について施策を講じる。

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が定める事項は、以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。

- 自主防災組織(区長)
- 飯山警察署
- 岳北消防本部
- ・民生委員・児童委員(地区会長)
- ・その他、市長が必要と認めた支援者等
- イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。

生活の基盤が自宅にある方で以下の① \sim ⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。

- ①要介護3以上の者
- ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3~6級の者(心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く)
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤特定疾患医療受給者 (難病者) の内、避難行動要支援者として対象とする重症患者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - 市は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由 (障がい等の種別)
- ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、 以下にあげる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。
- ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。
- カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。

(3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

旧

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所
- 電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由(障がい等の種別)
- ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、 以下にあげる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。
- ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。
- カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。

(3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 緊急涌報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。

(3) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

- (4) 市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。
- ⑤ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

⑥ 支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。

(1) 非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害 に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(2) 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)の備蓄を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、 防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車

旧

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 緊急涌報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、 警報装置等の整備に努める。

(3) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

- (4) 市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。
- ⑤ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

⑥ 支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 社会福祉施設等対策

市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。

(1) 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)の備蓄を行うよう指導する。

(2) 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車

両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備すると ともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、市は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

- (6) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (1) 市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器 材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。
- (8) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

4 観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、「災害時における対応(心得)」を作成するよう努める。

(2) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

⑥ 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

市は、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・ 連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険筒所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

IΒ

両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備すると ともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、市は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

- (i) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (6) 市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

4 観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、「災害時における対応(心得)」を作成するよう努める。

(2) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(6) 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

市は、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・ 連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

新 IΠ 第17節 電気施設災害予防計画 第17節 電気施設災害予防計画 電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、 電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、 災害に強い電気供給システムの整備促進 災害に強い電気供給システムの整備促進 災害時を想定した早期復旧体制の整備 災害時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、予防対策を推進するものとする。 を重点に、予防対策を推進するものとする。 1 施設・設備の安全性の確保 1 施設・設備の安全性の確保 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。 市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力側が行う災 市は、中部電力㈱が行う災害予防対策に協力する。 害予防対策に協力する。(第7編資料4-33参照) 2 職員の配置計画 2 職員の配置計画 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確 立する。 立する。 3 関係機関との連携 3 関係機関との連携 停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となるこ 停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となるこ とから、各関係機関相互の連携を強化する。 とから、各関係機関相互の連携を強化する。

新 IΗ 第18節 上水道施設災害予防計画 第18節 上水道施設災害予防計画 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に 正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。 正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。 これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。 これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。 1 上水道施設の安全確保と充実 1 上水道施設の安全確保と充実 (1) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における (1) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における 作動確保を図る。 作動確保を図る。 (2) 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう (2) 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう (3) 発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。 (3) 発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。 (4) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。 (4) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。 (5) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。 (5) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。 (6) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。 (6) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。 (7) 応急復旧資材の備蓄を行う。 (7) 応急復旧資材の備蓄を行う。 (8) 水道管路図等の整備を行う。 (8) 水道管路図等の整備を行う。 (9) 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信手段を確保する。 (9) 無線設備の<mark>整備</mark>を行い、非常時における通信手段を確保する。 ⑩ 施設の被害調査に必要な機材の整備を行う。 (10) 施設の被害調査に必要な機材の整備を行う。 2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施 2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施 (1) 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。 (1) 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。 ア 指揮命令系統の確立 ア 指揮命令系統の確立 (ア) 職員の非常招集 (ア) 職員の非常招集 (イ) 情報伝達の確保 (1) 情報伝達の確保 (ウ) 班編成の強化 (ウ) 班編成の強化 イ 水道施設の被害状況調査、把握の方法 イ 水道施設の被害状況調査、把握の方法 ウ 復旧用資機材の備蓄及び調達方法 ウ 復旧用資機材の備蓄及び調達方法 エ 応急復旧の具体的作業、手順、方法 エ 応急復旧の具体的作業、手順、方法 オ 応急復旧活動内容の周知方法 オ 応急復旧活動内容の周知方法 カ 施設管理図面等の管理及び活用方法 カ 施設管理図面等の管理及び活用方法 (2) 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。 (2) 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。 3 応急復旧応援受入れ体制の整備 3 応急復旧応援受入れ体制の整備 (1) 次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。 (1) 次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。 ア 国、県及び関係機関との連携 ア 国、県及び関係機関との連携 イ 水道事業者等関係団体との連携 イ 水道事業者等関係団体との連携 ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携 ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

(5) 雪を要因とする特別警報の指標

府県<u>予報区</u>程度の広がりを<u>持</u>って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸 一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(平成30年10月18日現在)

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
飯山	288	257

- 注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
- 注2) 既往最大積雪深は、平成25年4月までの値。
- 注3) 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に 一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

(平成31年2月14日現在)

	府県予報区		長野県			
飯山市	一次細分区域		北部			
	市町村等を	まとめた地域	中野飯山地域	中野飯山地域		
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9		
	V (149	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	<u>105</u>		
	洪水		流域雨量指数基準	桑名川流域=4.1、出川流域=4.2、 広井川流域=4.2、日光川流域=4、 樽川流域=16.2		
##\≠□			複合基準	<u>千</u> 曲川流域= (5, 52.8)		
警報			指定河川洪水予報 による基準	千曲川 [立ヶ花]		
	暴風		平均風速	17m/s		
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm		
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	大雨		表面雨量指数基準	<u>6</u>		
			土壤雨量指数基準	75		
注意報	洪水		流域雨量指数基準	桑名川流域=3.2、出川流域=3.3、 <u>広井川流域=3.4、日光川流域=3.2、</u> <u>樽川流域=13</u>		
			複合基準	千曲川流域= (5, 47.5)		

旧

暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

(5) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程 度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(平成28年10月31日現在)

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
飯山	<u>294</u>	257

- 注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
- 注2) 既往最大積雪深は、平成25年4月までの値。
- 注3) 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

(平成25年11月11日現在)

	府県予報区 一次細分区域		長野県	
飯山市			北部	
	市町村等をま	まとめた地域	中野飯山地域	
	大雨 (浸水害)		雨量基準	平坦地:3 時間雨量60mm 平坦地以外:3 時間雨量80mm
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	84
			雨量基準	平坦地:3 時間雨量60mm 平坦地以外:3 時間雨量80mm
	ملاح اللا		流域雨量指数基準	_
## ±0	洪水		複合基準	_
警報			指定河川洪水予報 による基準	千曲川 [立ヶ花]
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	大雨		雨量基準	平 坦地:3 時間雨量40mm 平 坦地以外:3 時間雨量50mm
			土壤雨量指数基準	75
注意報	مالد مالد		雨量基準	平 坦地:3 時間雨量40mm 平 坦地以外:3 時間雨量50mm
	洪水		流域雨量指数基準	<u> 手曲川流域=57</u>
			複合基準	_

			新		
		指定河川洪水 による基準	予報	千曲川[立ヶ花]
強風		平均風速		13m/s	
風雪		平均風速		13m/s 雪	言を伴う
大雪		降雪の深さ		12時間降	雪の深さ25cm
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
雷		落雷等により	被害がき	7想される	場合
融雪		1. 積雪地域の 6 以上で日降			以上2. 積雪地域の日平均気温が 上
濃霧		視程 100m			
乾燥		最小湿度20%	で実効	湿度55%	
なだれ	ı	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5以上高い、または日降水量が15 mm以上			
低温					
霜		早霜・晩霜期	に最低気		以下
着氷		著しい着氷が	予想され	1る場合	
着雪		著しい着雪が	予想され	こる場合	
記録的短時間大	雨情報	1 時間雨量			100mm
海南 计 巨照	2.地亡与免みの店			,	

湿度は長野地方気象台の値。

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1)警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2)波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間 大雨情報の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域<u>及び</u>市町村等 をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3)大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、<u>風雪注意報</u> 及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、 濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基 準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4)表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5)表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報<u>(洪水を除く。)</u>についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれ

可川洪水予報 る基準	千曲川 [立ヶ花]		
虱速	13m/s		
虱速	13m/s 雪を伴う		
の深さ	12時間降雪の深さ25cm		
波高			
等により被害が予	想される場合		
雪地域の日平均気 上で日降水量が2	記温が10 以上2. 積雪地域の日平均気温が 20 mm以上		
100m			
最小湿度20% で実効湿度55%			
1. 表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2. 全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5以上高い、または日降水量が15 mm以上			
: 平均気温が平年	より4 以上低く、かつ最低気温15 以下 明:最低気温-14 以下		
・晩霜期に最低気	温 2 以下		
ハ着氷が予想され	る場合		
ハ着雪が予想され	る場合		
間雨量	100mm		
	る基準 虱速 虱速 刀深さ った。 一方ではずの日本をでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		

IΗ

湿度は長野地方気象台の値。

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1)警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2)波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報<mark>名の欄の</mark>()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3)大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注 意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6)地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用する ことが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場

ない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準の解説】

- (1)大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を"-"で示している。
- (2)大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (4)洪水の欄中、「 川流域=30」は、「 川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (5)洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料

_(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。

- (6)洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数,流域雨量指数)の 組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料
 - (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「川川」」」は、洪水警報においては「指定河川である川に発表された洪水予報において、基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

IΒ

合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準の解説】

- (1)大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を"-"で示している。
- (2)大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。
- (3)大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (4)大雨警報については、<mark>雨量基準に到達することが</mark>予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量 指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合 は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「 川流域=30」は、「 川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

別図 長野県の平坦地、平坦地以外地図

平 坦 地:概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25%以上の地域 平坦地以外:上記以外の地域

警報及び注意報の区域

	X U	が注意報の匹場			
一 ½ 分区		市町村等をまと めた地域	二次細分区域		
ماد	÷ ⊓	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、 小川村、飯綱町		
北	部	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村		
		大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村		
		上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町		
中	÷n	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、 佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町		
"	部	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村		
		乗鞍上高地地域	乗鞍上高地		
		諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村		
	鴠	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、 宮田村		
南		木曽地域	楢川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町		
		下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條 村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村		

注)松本、乗鞍上高地、塩尻、楢川の区域

名称	区域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川

(6) 水防法に基づくもの

ア 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は<u>長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野</u>県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	<u>情報名</u>	発表基準
洪水	<u>氾</u> 濫発生情報	洪水予報区間内で <mark>氾</mark> 濫が発生したとき。

警報及び注意報の区域

= +IX	ЖŪ.	U / 思報の色場			
1	一 次 細 市町村等をまと 分区域 めた地域		二次細分区域		
الد	÷0	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、 小川村、飯綱町		
北	部	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村		
		大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村		
		上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町		
 中	立口	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、 佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町		
"	部	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村		
		乗鞍上高地地域	乗鞍上高地		
		諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村		
		 上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、 宮田村		
南	部	木曽地域	楢川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町		
		下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條 村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村		
			l .		

注)松本、乗鞍上高地、塩尻、楢川の区域

名称	区域	
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域	
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川	
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域	
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川	

(6) 水防法に基づくもの

ア 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発表基準
洪水	はん 濫発生情報	洪水予報区間内で はん 濫が発生したとき。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、 混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散 等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延 焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、 被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、市民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

IΗ

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、 混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散 等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延 焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(I) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、市民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第22節 電気施設応急活動 新 IΠ 第22節 電気施設応急活動 第22節 電気施設応急活動 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因に 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因に もなる危険性を併せ持っていることから、 もなる危険性を併せ持っていることから、 早期復旧による迅速な供給再開 早期復旧による迅速な供給再開 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。 を重点に応急対策を推進するものとする。 1 応急復旧体制の確立 1 応急復旧体制の確立 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立す 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立す 2 迅速な応急復旧活動 2 迅速な応急復旧活動 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等 による早期送電再開に努める。 による早期送電再開に努める。 市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力側の行う応 市は、中部電力㈱の行う応急復旧活動に協力する。 急復旧活動に協力する。(第7編資料4-33参照) 「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき(一財)中部電気保安協会長野支店に対し支援 市は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき(一財)中部電気保安協会長野支店に対し を要請する。(第7編資料4-15参照) 支援を要請する。(第7編資料4-16参照) 3 二次災害防止 3 二次災害防止 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密に 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密に して広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 して広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。 このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。